

「表紙共 24枚」

令和3年6月

# 定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和3年7月8日(木曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	12 番 川津清則
2 番 松原忠雄	13 番 財津満寿光
3 番 横田秀喜	14 番 中島浩司
4 番 江藤義幸	15 番 美野英俊
5 番 左原三枝子	16 番 伊藤明美
6 番 綾垣和子	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	
11 番 河津裕治	

4 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事補 河野宏知

## 6 月定例総会議事日程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
  - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
  - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
  - 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
  - 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
  - 第5号 日田市農業振興地域整備計画の変更について
  - 第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
  - 第7号 別段面積（1 a 等）の適用指定申請の件
  - 第8号 7月調査委員の選任について
- 6 報告
  - 第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について
  - 第2号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出
- 7 その他
  - (1) 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」  
「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」

(2) 5月戸別訪問集計表について

(3) 7月現地調査

日 時 7月27日(火) 午前9時～

※ 調査委員

(4) 7月調査委員会

日 時 7月30日(金)

※ 会長、副会長、調査委員

(5) 7月定例総会

日 時 8月10日(火) 午後2時00分～

会 場 7階 大会議室

(6) 行事日程

7月19日(月) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(7) その他 ・「6月分農業委員会活動記録簿」の提出日

事務局長  
(渡邊城二)

それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。本日は、7番、森克男委員より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員18名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源を切ってくださいか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長  
(石井照久)

雨の中大変お疲れさまでございます。農業委員会事務局では、役員会を6月21日に行いました。その件で、皆様方にご報告だけさせていただきたいと思っております。一つが違反転用、事前着工への対応です。それから、こちらのほうが大きいのですが、担い手の育成等についてのお話をいたしました。担い手の育成ということは、受け手側への支援です。農地を多面的に見た場合、農地の保水力、天然のダムであること。農地は天然のダムとした場合、1haあたり1,000トンの水を貯めると言われています。このため、大規模農家への支援をこの9月か10月に出します市長あての意見書の中に盛り込みたいと思っております。また後ほど、この件に関しまして皆様方のご意見をいただきたいと思いますと思っております。それから、農業委員、推進委員は守秘義務がございます。この会議等で知り得た情報は十分注意していただきたいと思います。それでは着座しまして、議事を進行してまいりたいと思っております。

続きまして、議事録署名委員の指名でございます。会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。ありがとうございます。それでは、議事録署名委員ですね、8番の飯田隆委員、10番の川津美利委員にお願いしたいと思います。

続きまして、議案訂正でございます。事務局ありますか。

<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>事務局からでございます。今回1件ございますのでよろしくお願いいたします。議案第3号の農地法第5条、議案のほうの7ページですが、そちらの30番、大字庄手〇の案件でございますけれども、譲渡人のお名前、〇さんのお名前の、〇さんの〇の字が〇になっていますが、正しくは〇という字のほうの〇でございますので、訂正のほうよろしくお願いいたします。訂正は以上でございます。</p> <p>もう1件報告がございます。6月の調査委員に変更がございましたので報告いたします。前回6月8日の定例総会で6月の調査委員として3名の委員を指名させていただきましたけれども、今回配付いたしました議案のほうの表紙をごらんになってお気づきと思いますが、当初指名いたしました7番の森委員が、どうしても外せない別の用件が後日発生した関係で交代の申し出がございました。そこで事務局のほうで、9番の湯浅委員にお願いしまして代役を引き受けていただきました。ありがとうございます。その結果ですね、6月25日の現地調査と、6月30日の調査委員会には、湯浅委員のほうに調査委員としてご出席していただきましたので、ご報告いたします。事務局からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。では早速議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員は、6番の綾垣和子委員、9番、湯浅正徳委員、18番、財津政美委員でございます。調査委員長は、6番の綾垣和子委員でございます。お願いいたします。</p> <p>それでは、綾垣委員、調査委員としてですね、一言お願いしたいと思います。</p>
<p>調査委員 (綾垣和子) 議長 (石井照久)</p>	<p>今月の調査委員の綾垣です。6月25日に事務局と現地を見てまいりました。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件、8件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>

事務局  
(櫻木悠輔)

それでは私のほうから、農地法3条の申請分について説明いたします。まず議案集1ページ。3条の申請、今月は8件上がっております。

まず34番から説明いたします。大字上野〇と〇の2筆で、譲渡人が中本町の〇さん、体力がなくなったため譲り渡したいということで、譲受人が松野町の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は、国道210号、日田バイパス沿いですが、上野浄水場を少し西、石井側に進んだところですが。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図で現在の状況がこのようになっております。

次に35番、東有田〇で、譲渡人が、松野町の〇さん、体調不良のため譲り渡したいということで、ご近所にお住まいの〇さんが買い受けるということです。場所は松野町の集落から高速道路の高架をくぐって東に入ったところになります。こちらが航空写真で、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

続きまして、議案集2ページにいきまして、36番、友田〇で、譲渡人が兵庫県にお住まいの〇さん、遠方に住んでおり耕作が難しいため譲り渡したいということで、農地の近くにお住まいの〇さんが買い受けて規模拡大したいということです。場所は亀川町の〇から少し北に入ったところになります。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図です。現在の状況がこのようになっております。

次に37番、東有田〇と〇の2筆です。譲渡人は月出町の〇さんで、高齢により耕作ができなくなったため、譲り渡したいということで、譲受人が同じく月出町の〇さんです。この〇さんにつきましては、今年の3月の総会において、農地所有適格法人の要件に該当している旨の報告をいたしました。今までに農地は持っておらず、今回、新規就農という形になります。この〇さんですけれども、平成30年の法人の設立からずっと農地を探しておりまして、地元の財津満寿光委員にもご相談されておりましたが、今年の2月になりまして、今回の農地の売買の話が進んでいるので申請を出したいということでした。この〇さんは新規就農で大規模な農業経験もないことだったり、役員さんが他県から来て法人を立ち上げてということで、ちょっと耕作の確実性あたりに疑問もあったことから、今年の2月に財津委員と地域の推進委員である大谷委員にも協議に加わっていただいて、ほんとに耕作できるのか、あとは所有権移転ではなくて、農地を借りて耕作の実績を積んでからでもいいのではないかという話もあったのですけれども、〇さんの役員の方の皆さんと、譲渡人の方の意思が固くて、財津委員のほ

うからも、役員会で協議していただきたいという提案がありました。そして今年の4月の役員会で協議した結果としては、所有権移転を認めてもいいのではないかとということで、その結果をお伝えしたところ、今回、3条申請が上がってきたという流れになります。場所ですけれども、月出町の東側、月出山の集落の中に1筆、そこから北に山を上って行ったところにもう1筆あります。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが北側、山の上のほうの字図、こちらが南側集落のほうの字図です。現在の状況、こちらは北側、山の上のほうですけれども、こちら4枚で1筆になっておりまして、こちらが下のほうから見て、これが下のほうを写したものです。こちらが南側集落の中にある農地のほうの現在の状況です。

次に3ページに行きまして、38番、石井〇です。譲渡人が前津江町の〇さん、体調不良のために譲り渡したいということで、石井町3丁目の〇さん、こちらは譲渡人の方の義理の弟さんにあたるといことですが、譲り受けて就農したいということです。この〇さんも新規就農になりますが、今月の4号議案の中にあるのですけれども、2反ほど利用権設定を受けることとなりますので、合わせて25aの耕作要件を満たすということになります。場所ですが、石井のガランドヤ古墳のすぐ西側になります。航空写真で見ると、このようになっておりまして、こちらが字図で、現在の状況がこのようになっております。

続きまして、39番、有田〇ほか全部で6筆です。譲渡人が福岡県にお住まいの〇さん、相続によって取得したのですけれども10年ほど耕作出来ていないという状況で、譲受人は〇さん、この方は譲渡人とは従兄弟の関係になるということですが、移住して日田で農業を始めたいということで、今回の申請地の中の一つ隣にある住宅に既にもう移住して来てお住まいということです。この農地の隣になりますけれども、こちらにお住まいです。営農計画書など新規就農ということで提出をしていただいたんですが、全くの新規ではなく、農業経験はあるようで、ご家族さん、お母様なども農業経験20年というふうにありますので問題はないかなと思っております。場所ですが、県道日田玖珠線沿い、〇のすぐ南に2筆、さらにその南、中尾町の公民館などここにあります。この南側の丘の中に3筆、そしてさらにその南、高速道路の高架をくぐった先に1筆あります。航空写真だとこのようになっております。次に字図、真ん中の3筆がこちら、北側の2筆がこちら、南側の1筆がこちらになります。現在の状況ですが、こちらが真ん中の3筆、こちらが北側の2筆、南側の1筆になります。



次に議案書4ページに行きまして、40番、求来里〇で、譲渡人が池辺町の〇さん、こちらも相続によって取得した土地で数年間休耕の状態にありまして、今後も耕作が出来ないため譲り渡したいということで、譲受人が神来町の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということです。〇さんは4月の総会と先月の総会でも3条申請が上がっておりましたが、今回も隣り合う田の取得ということで、合わせて4筆の農地を合わせた状態で取得するという形になります。場所は神来町公民館の道路を挟んで向かいの田んぼの一角になっております。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図で現在の状況がこのようになっております。

最後に41番、天瀬町塚田〇、譲渡人が愛知県にお住まいの〇さんで、遠方に住んでおり管理が難しいために譲り渡したいということで、譲受人が福岡県にお住まいの〇さんです。譲受人も福岡ということで、通作距離というのがかなりあるので、通常であれば許可は出来ないところですが、譲受人の〇さんは申請地の隣の住宅の所有者で定期的にこの住宅に滞在するということです。昨年度も同様の案件が1件ありましたが、このように農地のすぐ近くに拠点がある場合は耕作可能と見て3条許可を出しております。なお、耕作面積のところを見ますと、かなり規模が大きいようですが、これは福岡県の現在の居住地の近隣の市町村のもので、耕作証明を提出していただいている数字となります。申請地の位置ですが、県道天瀬阿蘇線の五馬中学校の付近を東に入って行ったところ、阿蘇神社のすぐ近くになります。航空写真で見ますとこのようになっておまして、こちらが字図です。こちらが現在の状況です。

3条の申請は、以上8件になります。ここで現地調査にご同行をいただいた綾垣委員にご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私たちが見た限りでは、特に問題はないと思います。

ありがとうございます。次にチェックシートのご説明をいたします。お手元の資料のNo.1をごらんください。3条については今月は1ページから2ページにかけてです。こちらのチェックシートの項目に該当しないことが、3条の申請の許可を出すための要件となりますが、書類の審査、そして現地調査におきまして、いずれの項目についても該当しない、つまり問題がないということを確認しております。事務局からの説明は以上です。

調査委員  
(綾垣和子)  
事務局  
(櫻木悠輔)

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。はい、音成委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>今現在出ているこの〇番地ですね、この人はですね、ちょっと地区で問題がありまして、この地区の方も非常に迷惑しております。本人がちくちくここに来ていることでもありますけれども、私から見て直線で300mぐらいで見えるんですけれども、私も今までこの土地を買って何回しか見てないんですよ。で、これを見た時には荒れ放題でぼうぼうしていて、とても困っていて、1回は警察が来ています、ここに。右側に茶園がありますよね。この茶園を〇に頼んで切ってもらった時に、何か不法に木を切られたとか言って警察が来てですね、近所の方が警察から何人か調べております。それと本人は福岡でよく来ているということですので、いつ見たかという感じですね、近隣の方も大変迷惑をしておりますし、ここが田になっているということであるんですけれども、もう耕作も何十年もしてないですね。本人は規模を拡大したいということで、どういうふうにするのか農業委員会には申請が出てると思うんですけども、みんな困ってます、近所の者がですね。そのうちに木を植えるんじゃないかという人もいるんです、何人か相談を受けたんですが、困る、これをどうかしてくれということ言われてますんで、ちょっと許可を出すのはいいとしてもですね、一筆もらうか、それともちくちく来て管理してもらわないと、運が悪いと1年に1回しか来ませんこの人。いいとこばかり見せているんですね、住んでいるということでもありますけれども、家も改築してから泊まったということを知ったことはありません。で、大変悪いですけど、この奥に住んでる家なんですけども、雨漏りしているらしいですよ、家が。雨漏りをしてることで、人間が果たして来て泊まって仕事をするのか、それともどう言えばいいんですかね、近所の者もはたはた迷惑しているんですよ、この近所の隣の世話をしよった人が亡くなったのですけれども、ちょっと困ってます。赤で書いている外、いちばん手前に茶園か何かあると思うんですけど、実際はその茶園の所に水路があるはずなんです。ですから、もう図面でいくともう少し切れたとこまでが確か地番のはずなんです。私共が荒農地を調べる時に図面を見たときに、ちょっと若干違うんです。だから、ここに許可を出すというのが果たして正解なのか、出してしまってお前たちは何をしよったかと、逆に私共が責められるの</p>

	<p>ですね、そこはちょっと委員のほうで再度ですね確認してですね、本当に来てする意思があるのか、それともこれ荒れ放題にして、そのままにして近所の者に迷惑をかけるのか、近所の者は、はっきり言って近所の人も何人か出て行ってもろうたほうが助かるという人がおるんですよ。ですから、よく考えていただきたいと思います。以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久) 推進委員 (音成博文)</p>	<p>ありがとうございます。音成委員、向こうの家を買うたのが7年前ということですよ。</p> <p>そうです。トイレとかは改修していたんですけども、ここに夜来て電気がついたことはないです。確認してもらえばわかると思うんですけど、ここは水道はあったのかな。簡易水道が通ってるいるんですけども、ここは水道引いてるのかな、それとも、井戸が家の奥にあったんで、井戸水を使ってるのかちょっとわかりませんが、電気が夜中ついていたりということは見たことないですね。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>わかりました。事務局のほうで指導をしていることがありますので、ちょっと事務局と代わりたいたと思います。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>今、委員ご指摘の件なんですけれども、我々も現地調査の時にですね、そういった状況を把握しているところでございます。やはりちょっと心配ですね、今、表に出てあるものも草を刈った状態ですが、少し前まではこのような状況ではなく、かなり荒れていたというところなんです。そこで申請者にその後連絡を取りまして、かなり荒れている状態で、そういう近隣とのトラブルとかそういったことにもなりかねないので、というふうなことを言いましたら、その2日後、そしてさらにその次の週とですね、ご本人さんが来ていただいて、こういうふうな草を刈ってきれいにしていただいたということで、その後もですね、何度かお話をさせていただきました。やはりどうしても近隣との間のトラブルというのは気になるのでありますので、通常の3条の申請書をいただくときにも、一筆、近隣との関係というところにはですね、迷惑がかからないようにしますということを書いていただくようになってはおりますが、取りあえず書いたということではいけませんので、必ずその内容を守って</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ださい。もし、また問題があるようであれば、あとは草だけ刈って、実際に耕作をするのかということですね、もう刈るだけ刈って何も植えないとか、ただ農地を取得するだけとか、そういったことであれば、もう最悪3条の許可を取り消すこともあり得ますよというところまでお話をしております、ご本人さんも今までは確かにここに来ることも少なかったし、管理なども出来ていなかった。今度は必ずしますし場合によってはそういう処分があることもわかりましたということで、そこまでのお話が出来てある状況から判断して、今回3条の議案としてかけて問題ないだろうというところで、この場にこういうふうに出しておるところではあります。経緯としては以上になります。</p> <p>事務局、これは書面には書いていないということですよ。</p> <p>そうですね、こういったトラブルのあるなしにかかわらず3条許可の申請書には、一応その周囲との関係というところで、簡単に書いていただくようになっているのですけれども、ただその流れの中でちょっと、記入例とおりに書けばいいんだらうとか、そういう書き方でしていただくと大変困るんですね、そういったことではなくて、ほんとにちゃんと守ってくださいよというところまでの説明を追加をお願いをしたところでもあります。</p> <p>何とか書面というか、そこを詳しく書いてもらうようにしたほうがいいんじゃないですか。書いてもらいましょう、そこだけを。</p> <p>そうですね、総会のほうでこういった意見が出たというのであればですね、追加でもう少し詳しい一筆をいただいてもいいかなというふうには思っております。</p> <p>音成委員、そういうことで書面に書いてもらうということによろしいですか。</p>
---	--

<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>はい、良いのですが、だいたいこの人は福岡で何をしているのですか。はっきり言ってみんな知らないのですよ、近所の者が。福岡で今見ると、畑を 120 a も持っていて何かを作っていて、それで証明を持ってきたんでしょ、何を作っていると。それで何を作付けしてるんですか福岡で。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>これはですね、畑とありますが実際は果樹をいろいろ手広くしているということですね、ここにも畑と言いますが、やはり果樹を植えるのではないかというところですよ。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>でしょ。それで、地目は田でしょ、ここ。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>そうですね。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>そこで、私もちょっとここを確認したんです。この近所は全てが昔はやっぱり田だったらしいんですよ。この上のほうにもあるんですけども。田ということで、私どもが小っちゃい時にはもうこのようになってましたのでですね。田でどこから水をもらってたのかと聞いたら、上のほうの田んぼの段崩しの水を持ってきて作付したということで、もう地元でもここが田やったと言う人も少ないし、ここが荒れて気づいてももうここ 20 年以上はこうなってるんですよ。それで、本人がこっちにいない関係でこの家の人に売ったんでしょうけれども、登記が出来ないということで聞いてますんで、その関係で出てきたと思うんですけども、再度確認していただけないと、もし許可をして OK 出しましたが、地区から苦情が出た場合ですね、農業委員は何をしよったんかと、批判の声が出ますんで、日田市の農業委員会もやっぱりですね、大変悪いんですけど、見えないところならいいですよ。道路から見ても山付きのほうで、見えんところから見て見ぬふりしますけども、道路から見えますし、すぐ横は通学路というかですね、部落の道路でありますんで、どうしてもここを通る人たちが荒れちよるねと。虫もへびも出ますよね、とかいうことになりますんで、出来るのならですね、もう一度再度確認をとってですね、確かにするということを確認していただきたいと思います。</p>

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>わかりました。委員、ご指摘のとおりですね、事務局としてもまた再度本人さんに連絡をとりまして、もう一筆いただくなり、少しでも、今後トラブルになるようなことがあればですね、もうすぐにでも何かしらの処分を出す可能性がある旨を伝えてですね、しっかり管理をしていただくようにというのはご本人さんにお伝えしようと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久) 3 番 (横田秀喜)</p>	<p>横田委員どうぞ。</p> <p>3 番横田です。今、話を聞きますと地元の方がまだ結構心配してるようなみたいなので、この件は、来月に回すということで、その間、買う人と地元の人でちゃんと協議をするということで、決して悪いことではないと思います。そういうことで地元の人が納得する話し合いをされたらどうですか、と思います。</p>
<p>議 長 (石井照久) 1 7 番 (原田文利)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p> <p>1 7 番、原田ですけど、ちょっと確認したいんですけど、その地元とのトラブルが起きてるのは、この○さんですか、それとも、今まで荒らしていた○さんのほうですか。</p>
<p>推進委員 (音成博文) 1 7 番 (原田文利)</p>	<p>○さんです。</p> <p>○さんがもしも買い求めても、もう耕作するような意向が見られないということですか。それとも以前から、どういったトラブルというか、それをもう少し。</p>

<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>トラブルというか、こっちの木を誰が切ったのか警察が来てですね、警察が近所の3～4人の方が事情聴取を受けたらしいんですよ。誰が切ったかと。それで、調べていたら結局この人が○に頼んだらしいんですよ。草切りを。ここの土地を。</p>
<p>17番 (原田文利) 推進委員 (音成博文)</p>	<p>それは○さんの茶園じゃなく、○さんの。</p> <p>今は赤で囲んでる中の茶園がありますよね。その中を切る時、その茶園までを切ったらしいんですよ、茶園の枝とかを。それで、本人、○さんが来て、勝手に私の家の茶園を切ったということで警察を呼んでですね。</p>
<p>17番 (原田文利) 推進委員 (音成博文)</p>	<p>そうすると、以前から○さんの土地でお茶を管理していたということなんですよ。</p> <p>○さんは全然こっちの人間ですけれども、こっちを出ていないんで、もう私ども持ち主の○さんはもう顔をはっきり覚えられないですね、そのもうこっちを実家売って出てからもうかなり、ずっと空家の状態になってたんで、その○さんという方がその向こうの家を買って、それから勝手でもう、○は手を入れたことなかったですね。自分で草を切ってるかと思っただけで、○に頼んで草を切ってもろうたりと、それで今回この件が出たから、農業委員会から指摘されたんで、わざわざ来て切ったらしいんですけども。何で警察に俺達が事情聞かれないといけないのか、俺達の土地じゃないし、俺たちが切っていないのに、何で俺達が警察から言われなくていけないのかと、2～3人聞かれたらいいんですよ、駐在から。荒れ放題で困っているし、ということでみんなやっぱりはたはた迷惑しているし、本当の持ち主はもうここにいないんですよ、どうしようもないんですよ。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>原田委員どうぞ。</p>

<p>17番 (原田文利)</p>	<p>ちょっとまだ私も経緯を理解出来ないんですけど、○さんはその家のももとの住民じゃなくて後から買い求めてきて、○さんから農地の管理も任されていたけど実際になくて、ちょっとしたときにトラブルが起きたというような状況ですね。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>そういうことです。</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>この1町2反の果樹というのは、この地域じゃなくて福岡のほうで持たれているということですかね。はい、わかりました。ちょっとまだ少し理解しませんが、もう少し期間を置いた中での判断がいいかと思うんですね。先ほど横田委員が言ったように、もう少し時間を置いての結論を出したほうがいいかなと思います。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>わかりました。この件につきましては農業委員さん推進委員さんの意見もいっぱい聞きましたので、保留にさせていただいて、来月の総会でもう1回出したいと思いますので、音成さん、事務局のほうから○さんのほうにもっと詳しく事情を聞いてですね、結局管理をするかどうかやっぱりいちばん心配なことだと思うので、その確認をしながらですね、1回今回は保留にしたいと思いますが、よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>はい。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ほかにございませんか。 なかったら、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(全員挙手)</p>	<p>(全員挙手)</p>



<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成です。第1号議案は、41番を除いて原案どおり決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは議案5ページ、議案第2号農地法第4条についてです。今月は1件申請がありました。</p> <p>番号16、大字西有田〇と〇で、地目は台帳が田、現況が宅地、面積が合計で26.03㎡の第2種農地です。申請人は日田市坂井町の〇さんです。申請理由は、既に宅地、住宅の敷地の一部として利用しており、許可を受けていなかったため、申請するものです。場所のご説明をいたします。近くには〇さんがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このような赤く囲んでいる2筆になります。こちらの住宅の敷地の一部になっております。字図はこのようになっております。現地の写真を見ていただく前に、ちょっと写真がわかりづらいので、こちらの航空写真でもう一度見ていただこうと思いますが、この黄色の方向で写したものをこの後ごらんいただこうと思います。こちら現地調査の際の写真です。このように住宅の敷地の一部になっております。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p>
<p>調査委員 (綾垣和子)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>私たちが見た限りでは、問題はなかったと思います。</p> <p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。チェックシート、3ページ目、4ページ目です。全ての項目に該当しないことが許可の条件ですが、こちらに該当しないことを確認出来ております。私からは以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように問題はないというような意向でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思います。はい、小山委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>この土地について写真に写ってます宅地、これは○さんの宅地じゃないと思うんですね。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>ここに書いてあるようにすでに住宅の敷地の一部として利用しておるということですが、この家は○さんの家じゃないですよ。○さんの家はまだもうちょっと川沿いにあるんですよ。ですから、この宅地の名義人は○さんではないと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ちょっと待ってください。事務局に確認いたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>委員おっしゃられましたように、こちらの写真に写っている宅地は現在は○さんという方の住宅でございます。ですので本来であれば、5条で双方から始末書いただいて追認という形をとるべき状況ではございます。ただ、この土地の使い方になった時点では、○さんはこちらの住宅にまだ住んでいなかったもので、始末書を取ったりということで、この転用に今住んでらっしゃる○さんが関わっていないという状況です。となりますと、もう土地の登記上の所有者でございます○さんから、始末書をいただいて追認する4条の方法しかないかなというところで審議いただいております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>小山委員、住んでないということなんですけれど、よろしいですか。</p>

<p>推進委員 (小山一善) 議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、わかりました。</p> <p>ありがとうございます。ほかにございませんか。なければですね、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましようか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして、6ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、12件でございます。事務局、説明のほうをお願いします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>議案6ページ、議案第3号、農地法第5条についてです。今月は12件、申請がありました。</p> <p>まず、番号27、大字三和〇、地目は台帳、現況ともに田、面積が933㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市清水町の〇さんで、譲受人は日田市田島本町の〇さんです。申請地を譲り受け宅地分譲用地として利用したいとのことでの申請です。場所は近くに三和小学校や〇さんがございまして赤く丸をしているところです。航空写真はこのようなとなっております。こちらが字図です。現況はこのような状況となっております。</p> <p>続いて、番号28、大字庄手〇と〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積が合計で1,483㎡の第3種農地です。譲渡人は兵庫県の〇さんで、譲受人は日田市亀川町の〇さんです。申請地を譲り受け貯木場と育苗場として利用したいとのことでの申請です。場所は〇さんのすぐ隣の赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようとなっております。こちらが字図です。現況はこのようとなっております。</p>

続いて、番号29ですが、29と30は一体として利用する計画ですので、まとめてまずご説明させていただきます。まず、番号29、大字庄手〇ほか3筆の計4筆で、地目は台帳、現況ともに田、もしくは畑で面積が合計で2,312㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市亀川町の〇さんで、譲受人は日田市田島本町の〇さんです。申請地を譲り受け宅地分譲用地として利用したいとのことでの申請です。

続いて、番号30、大字庄手〇、地目は台帳、現況とともに畑、面積が323㎡の第3種農地です。譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は日田市田島本町の〇さんです。申請地を譲り受け宅地分譲用地として利用したいとのことでの申請です。場所のご説明をいたします。近くには三隈中学校がございまして赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらの字図ですが、黄色くなっている部分が議案の番号で言えば29番の分の土地です。この1筆が30番のほうのご説明の土地になります。現況の写真はこのようになっております。

続いて、番号31、大字日高〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積が189㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市大部町の〇さんの清算人でいらっしゃいます〇さんです。譲受人は日田市日ノ隈町の〇さんです。申請地を譲り受け資材置場用地として利用したいとのことでの申請です。場所は近くに大部町公民館や〇さんがありまして赤く丸をしているところです。航空写真はこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっておりまして、今撮っているのが道からすぐのところの土地です。この画面の奥になっているところがこのように一段下がっております。提出されている見積書などから見ますと、ここの下がっているところを、ある程度碎石などで埋め上げるのではないかなという計画のようです。

続いて、番号32、大字三和〇ほか2筆の計3筆で、地目は台帳、現況ともに全て田、面積が合計で864㎡の第2種農地です。譲渡人が〇と〇が福岡県うきは市の〇さんで、〇は日田市財津町の〇さんです。譲受人は日田市田島本町の〇さんです。申請地を譲り受け宅地分譲用地として利用したいとのことでの申請です。場所は〇さんのすぐ裏手にあります赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。こちらの案件は議案書の申請理由のところに、特定建築条件付用地というふうに他の宅地分譲用地とは別の書き方をしております。これが制度上第2種農地の場合宅地分譲する際には、言ってしまうと、分譲地が売れ残った場合、譲受人、転用者が住宅を建てるまでしなければなら

ないというふうに特例で認められておりますので、その建てる際の一般的な図面とそれに見合った見積書や資金計画の書類をいただいております。つまり第3種農地での宅地分譲用地の許可と違って、土地がそのまま何も建てずに残るということは出来ない。何かしら家を建てなければならないというところの条件を含んだ上での申請だったり許可だったりということになります。

続いて、番号33です。大字小迫○、地目は台帳、現況ともに畑、面積が合計で18㎡の第1種農地です。譲渡人は日田市小迫町の○さんです。譲受人は日田市小迫町の○さんです。申請地を譲り受け、宅地拡張用地、家庭菜園として利用したいとのことでの申請です。場所は近くに○さんや小迫町公民館がありまして赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。先にご説明しておきますと今回の譲渡人、受人、双方の共通認識として、これまで黄色のところは土地の境目だと思っていた。しかし、今回測量等々してみると実際は赤いところが土地の境だということで、境界を正しいところにするということでの申請というふうになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。ごらんいただけるように、既に家庭菜園の一部として使われております。

続いて、番号34、大字有田○、地目は台帳、現況ともに畑、面積が1,966㎡の第2種農地です。譲渡人は福岡県福岡市の○さんです。譲受人は日田市中尾町の○さんです。申請地を譲り受け植林したいとのことでの申請です。場所は近くに○さんや○さんがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。この写真でも分かるように土地の一部に既に杉が植えられておりますので追認、始末書をいただくということになります。こちらが字図です。これが現況の写真になります。先ほど航空写真で見た杉がこの画面奥に植わっているものです。手前の空いてるところにはクヌギを植えるということでの計画で申請されております。

ページをめくっていただきまして、番号35です。大字西有田○、地目は台帳、現況ともに田、面積が341㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市坂井町の○さんです。譲受人は日田市坂井町の○さんです。申請地を譲り受け一般住宅として利用したいとのことでの申請です。場所は先ほど4条で出てきたところへすぐ隣接している赤く丸をしているところです。近くには○さんがございます。こちらが航空写真です。赤く印をつけているところが申請地です。申請理由が一般住宅ということになっております。この申請地だけを使ってというわけではなく

て、こちらの隣接地、こちらの地目は宅地になっておりますが、ここも使って家を建てるという計画です。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。中央に写っているところが申請地で、黄色の矢印をつけているこの一段高いところも含めて家を建てる計画ということです。

続いて、番号36、大字友田〇ほか6筆の計7筆、地目は台帳、現況ともに畑、もしくは田、面積が合計で2,055 m<sup>2</sup>の第3種農地です。譲渡人は日田市南友田町の〇さんです。譲受人は福岡県の〇さんです。申請地を譲り受け共同住宅として利用したいとのことでの申請です。近くには〇さんや〇さんなどがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。このように土地の中に果樹、桃やカボスなどが植えられております。

続いて、番号37、大字三和〇、地目は台帳、現況ともに田、面積が294 m<sup>2</sup>の第3種農地です。譲渡人は日田市清水町の〇さんです。譲受人は日田市本庄町の〇さんです。申請地を譲り受け宅地拡張用地として利用したいとのことでの申請です。場所は近くに〇さん、〇さんがございまして赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。申請地は赤く囲んでいるところです。こちらの矢印をつけているこの場所に譲受人の〇さんが引っ越して来ます。〇さんの家の宅地拡張というような内容になっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。

最後に、番号38、大字三和〇ほか7筆、計8筆で、地目は台帳、現況ともに田、面積が合計で1486.87 m<sup>2</sup>の第2種農地です。譲渡人は、〇、〇、〇が〇さん、そのほかは、日田市清水町の〇さんです。譲受人は日田市城町1丁目の〇さんです。申請地を譲り受け、貸資材置場用地として利用したいとのことでの申請です。申請地の近くには、〇さんがございまして赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。そもそもの土地の形が直線ではなかったところに直線の形で申請をされておりますので、筆数がどうしても多くなってしまっているという状況です。後ほどごらんいただく現況の写真、この青の矢印の方向で取り進んで行ったものをごらんいただくと思っております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。

それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思っております。

<p>調査委員 (綾垣和子) 事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>私たちが見た限りでは、特に問題はないと思います。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートについてです。チェックシートの5ページ目からが5条についてです。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。番号33の案件ですね、7ページに該当するが1つございます。立地基準で第1種農地ですので、原則転用が出来ないということになっておりますが、チェックシートの最後のページに農用地区域内、第1種農地の不許可の例外の一覧をつけております。このうちの中央に中段にございます。既存施設の拡張1.5倍が上限、こちらに当てはまるものと捉えておりますので、許可条件に当てはまるのではないかと考えております。そのほかは全ての項目該当しないことを確認しております。私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久) 事務局 (太郎良悠希) 議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局に確認いたしますけど、追認案件、始末書は34番の1件だけですかね。</p> <p>はい、そうです。</p> <p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように追認は1件ということで、残りは問題はないというような意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。ありませんか。なければですね、この件につきまして、別紙チェックシートのおおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成でございます。議案第3号は原案どおり許可相当といたします。ありがとうございました。ここで調査委員長からです。</p>
<p>調査委員 (綾垣和子)</p>	<p>調査に行った日はすごい暑い日でなかなか大変でしたけど、いろいろ問題のあるところもあったんですが、会議した結果一応許可ということになりました。至りませんでしたけど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お疲れさまでございました。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>続きまして、12ページですね、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規9件、再設定5件、所有権移転1件、中間管理事業変更1件、中間管理事業一括方式9件、解約3件でございます。その前に事務局の方より補足説明がございます。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>事務局からでございます。議案第4号ですね、利用権この件についてちょっと補足の説明がございます。26ページを開いていただきたいと思います。No.284でございますが、こちらの案件ですね、大字有田〇の分でございますが、こちらの解約の分ですけれども、解約理由について補足の説明ですね。借り手側の売買のために理由というふうになっておりますが、ちょっと違和感があるかと思えます。農地が売買される場合の解約理由としてはですね、貸し手側の都合である場合が通常考えられるパターンなんですけれども、今回の案件では、借り手側の〇さんが売買される話があるということをお先に察知されてですね、借り手側のほうから貸し手側に申し出があった、解約の申出があったということですね、合意解約書にもそのとおりありのままに記入していただきました。それで議案書のほうにも記載内容のまま表示しております。今回の案件の表示の仕方自体は誤りではございませんので、訂正には至りませんが、ちょっと不自然で理解しにくい表示になっていることは事実でございますので、今後はこのようなわかりにくい案件があれば、事務局のほうで状況を十分確認して合意解約書</p>



<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>を書いてもらう際には修正を求めるか、それが出来ない場合は議案書の表示を工夫するようにしたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。議事参与の該当者の方がおられます。○番の○委員です。すいません、○委員、退室をお願いいたします。先に審議いたしたいと思います。よろしいでしょうか。○ページのNo.○、○、○ページのNo.○、○、○ページの○、○、○ページの○、借り手が○の分でございます。この件はよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。それでは、それぞれの委員のエリアにおいて、ご確認をお願いしたいと思います。問題があれば挙手してご発言願いたいと思います。よろしいでしょうか。中島委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (中島幸一郎)</p>	<p>推進委員の中島です。272で、19ページですね、ちょっと私、理解ができないので。農地売買等事業というのが所有権移転のところであるのですが、これってどういうことになるんですかね、ちょっと、よくわからないので、初めての議案の言葉だったので。</p>
<p>議 長 (石井照久) 事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>272番の件ですが、通常農地の売買などで所有権移転をする場合は、3条許可をもとにするのが通常ですが、一定の要件を満たしている場合は、一旦譲渡人から中間管理をしております大分県農業農村振興公社に所有権を移転して、そのあとに公社から譲受人の方に所有権を移転します。これを農地の売買支援の事業といいますけれども、そういったもの場合は3条の許可は不要で、ここで基盤強化法による利用権設定の中に所有権移転として上がってくるということになります。かなり要件としてはいろいろ満たす必要があるのですがけれど</p>

<p>議 長 (石井照久) 推進委員 (中島幸一郎) 議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>も、かなりこの所有権移転によるメリットがありまして、例えば税制面であったりとか、そういったものもある事業でございます。</p> <p>中島委員よろしいでしょうか。</p> <p>そういうことなんですね。はい。もっと調べてみます。</p> <p>ほかにございませつか。はい、ありがとうございます。計画要請の内容は、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がなかったらご承認いただけましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議案第5号、日田市農業振興地域整備計画の変更について、10件でございます。除外6件、編入4件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>議案書28ページでございます。</p> <p>まず番号1、大字羽田〇、地目が台帳が田の67㎡です。申請人が日田市大字羽田の〇さんで、変更理由が宅地として利用したいとのことでの申請です。場所は近くに両組集会場がございまして、この画面左右に走っているのは県道日田玖珠線です。中畑橋を渡ってすぐのところの赤く丸をしているところです。航空写真はこのようなになっております。この住宅と既に敷地の一部として使われているところになります。字図はこのようになっています。現況の写真がこちらと、この画面の奥のところを見るとこのようになっています。</p>
--	---

続いて、番号2、大字花月〇ほか2筆の計3筆で、地目はいずれも田、面積が合計で2,216㎡です。申請人が日田市中央1丁目の〇さんです。変更理由は植林をしたいとのことです。場所は花月バイパスがこちらにございまして、伏木のほうに入って行って伏木公園キャンプ場に近い赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になっておりまして、1筆、2筆、3筆というところです。はい、こちらが字図です。現況の様子はこのようになっております。

続いて、番号3、天瀬町湯山〇、地目が田の1,812㎡です。申請人が日田市天瀬町の〇さんです。変更理由が、山林として管理したいとのことでの申請です。場所が天瀬振興局から川を渡りまして山手のほうに上って行った赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっておりまして、この赤い線の内側、手前側が申請地です。

続いて、番号4、大字三和〇、地目が畑の2,029㎡です。申請人が日田市大字三和の〇さんで、変更理由が山林として管理したいとのことです。近くには三和小学校や〇さん、戸山中学校がございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような様子になっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。うまく写ってないのですが、この土地の中には、今、栗が植わってるような状況です。

続いて、番号5、天瀬町本城〇、地目が田の1,114㎡です。申請人が日田市天瀬町の〇さんで、太陽光発電設備を設置したいとのことでの申請です。スカイファームロードをずっと天瀬方面に行きまして、近くに八久保花き団地がある赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。この画面の奥に見えている赤く囲んでいるところに栗が植わっているのですが、こちらが現況の様子になります。

続いて、番号6、大山町西大山〇、地目が田の2,199㎡です。申請人が日田市大山町の〇さん。変更理由が、〇移転に伴って変更したいとのことでの申請です。場所は現在の〇がございまして赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。字図はこのようになっておりまして、現況がこの赤い線の内側で、今、画面奥に見えている部分が、このように手前のほうはこのようになっております。ここまでが農振から外すほうの除外の申請です。

これからは農振には入れる、編入の申請になっております。各種の制度だったり、例えば基盤整備だったり、ここにあります中山間事業等を受けるために必要となる場合がございますので、そういったことでの編入ということでございます。

番号7、天瀬町五馬市〇、地目が畑の5,575㎡です。申請人が大分市にお住まいの〇さんです。申請理由が農地中間管理機構を利用するためです。こちらは天瀬町農業公園のすぐ向かいの土地でございます。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのような様子になっております。

続いて、番号8、大字小野〇、地目が田の1,646㎡です。申請人が日田市大字小野の〇さんです。変更理由が、中山間地域等直接支払交付金事業に参加するためです。近くには、ことといの里や小鹿田焼の里がございまして、どちらかというところ岳滅鬼山のほうに上って行ったほうの赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。1筆の中ですが数枚に分かれているというような状況の土地です。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。一見荒れているように見えますし、実際、写真で見ていただいたのと同じような土地の様子でしたが、以前はこれよりひどい荒れようだったということで、〇さん自身がここを手入れしてきているということです。手入した途中、あくまで途中段階ですが、現地調査に行った時、このような様子でした。現地調査後、こちらの農振の担当から、もう一度土地の管理を今後していくのかというご意向を伺ったところ、もちろんしますよということでありましたので議案に掲載しております。

続いて、番号9、大字鶴河内〇、地目が田の1,819㎡です。申請人が日田市大字大肥の〇さんです。変更理由が中山間地域等直接支払交付金事業に参加するためです。申請地は大鶴振興センターからずっと山手のほうに上って行った赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。田んぼとして耕作されております。

最後に、番号10、天瀬町合田の〇、地目は畑の84㎡です。申請人が日田市天瀬町の〇さんです。変更理由が果樹経営支援対策整備事業に申請するためです。申請地近くには丸山コミュニティーセンターがございまして赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような様子でコの字型のこういった土地の形をしております。実際にはぶどう園の一部でございます。こちらが字図で現況の写真はこのような様子になっております。

それでは、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思います。

<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>1番の大字羽田の番地ですけれども、これは基盤整備するときに、もう工事をしていて、現在、入口のところからコンクリートの筋が分かると思うんですけど、その中で建っております。それで、基盤整備したときに、再三、農振除外をお願いしていたみたいなんですけれども、なかなかそれが出来なくて、今に至ってるという説明を受けました。整備計画の変更については問題ないと思いますので、進めていただきたいと思います。</p>
<p>推進委員 (中島幸一郎)</p>	<p>中島ですけど、これは伏木なんですけれども、現実的に農地パトロールのときにはもう、やはりこのような状態で、なかなか農地には厳しいなという判断はしておりましたが、ただ、ちょっと私はよくわからないんですけど、もともと農振除外は、農業振興課、日田市のほうが認めるわけですね、ここに来てる文書の中では会長が妥当と認めたということなので、私は何を言えばいいのかなと、ここに来るまでずっと思ってたんですよ。私自身ここに来て、今実際に見るときですね、結局、農振除外の申請自体が手元にあるわけでもないんで。見た感じ、除外して、恐らくこれは転用するんだと思うんですね。転用の時には、私たちの意見としては、これは、ちょっと見えないんですけど、住宅がありますよね。道を隔てて住宅がありますから、そこに植林と書いてますので、ここに植林と言うと、大きな木を植えるのか、小さい木を植えるのか、密に植えるのかとかあると思うんですけど、住居自体は道よりかかなり上なんで、低木であれば、何ら住居には及ぼさないし、横の田んぼについても、問題はないと思うんですけど、ただ、何て言いますかね、現実的に見に行かずして、実際は農地パトロールで見てるから問題ないんですけど、じゃ私に何を求めているのかということがちょっと疑問だったんです。これ自体はもう、農振除外は私も以前から言ってたんで、除外はいいと思いますし、この持ち主自体も高齢で恐らく耕作出来ないんで、植林という方向に向かったんだろうというふうに判断出来ますんで、問題はないんですけど、ちょっとそこのところはですね、わからなかったんで、そこらあたりの手順といいますか、現地と一緒に赴いたわけでもないんで、非農地のときには私も行きますけどね、今度の場合だったらいきなりこれを見てから意見どうですかと言われても、悪くはないんですけど、よく聞いてなかったんで、どうなのかという気はしました。問題はないです。良いと思います。</p>

<p>推進委員 (河津正徳)</p>	<p>中川地区の推進委員の河津です。3番、5番、7番の案件について、意見を申し上げたいと思います。3番、5番については除外であります。7番については編入ということで、特別問題はないと思います。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>農地委員の諫山です。4番と8番です。4番の件は、今、栗を植えてますけど、本人も結構年齢がいておりまして、山林として管理したいと、周りに植樹をしたところで問題があるような場所ではないので良いかと思えます。それから8番の編入のほうですが、こういう状態なんですけど整備をし直しての編入ということで、管理ができるということなので問題ないかと思えます。</p>
<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>推進委員の河津です。6番の件ですが、○の件での農振除外の申請の件ですが、前回調査した時よりも規模が大きくなっており、よその土地では、過去に農振除外をした後に隣接する農地や、民家の方とトラブルが起きたという話を聞いていますので、ここは後々トラブルが起きないために、ここは隣接する農地の所有者の方とか、民家の方に今までの経緯とこういうふうに広がったってという説明が必要ではないかと思えます。前回も話しましたが、この○は移転により耐震構造の建物となります。それに、○や○、また一部の旧郡部の方、それに買物弱者の方には必要不可欠な建物になると思えますので、その旨よろしく願います。</p>
<p>進委員 (高瀬俊和)</p>	<p>天瀬合田地区の10番の件ですけれども、これは以前、鉄塔が立っていたところですので、除外されていたというふうに聞いております。それで、申請者は専業農家であるし、これを規模拡大するというので、編入方よろしく願います。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。9番の案件につきましては、大鶴地区ご担当の佐谷野委員から問題ない旨承っております。私からは以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。河津委員、大山町西大山、○さんの件ですが、結局、○の方とかですね、要望とかもあつたようにお聞きしましたが、その地域住民の方々への説明をもう1回してからということですかね。</p>
<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>トラブルを避けるためには、やっぱり説明が必要だと僕は思います。隣接する土地とか民家の方には、どんどんどうしてこんなに広がるんだろうとかいう不安とかが多分起きてるんじゃないかなと思うんですよ。だからやっぱりその辺の説明をもう一度したほうがいいかなとは思いますが。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>資料を見てますので、詳しい資料というのは農業振興課しかございませんので、農業委員会がいただいた資料だけ確認しますので、ちょっと待ってください。 河津委員、農業振興課の担当者に来ていただきますので、ちょっとお待ちいただけますかね。</p>
<p>1 5 番 (美野英俊)</p>	<p>美野委員どうぞ。</p>
<p>1 5 番 (美野英俊)</p>	<p>美野です。今、諫山さんのほうから報告がありました、8番の○さんの編入の件ですけれども、土曜日の日にちょっとここに行きました。これはですね、農業振興課で一応申請をするということで、基盤整備をやるそうです。それで、これをもう2月に申請をしたのですが、農業委員会に届いているだろうかということをおっしゃって、これに載っているから安心しましたけれども、これは中山間地の直接支払の金をかなりいただいておりますから。本人は所有者はもうおりません。家もありません。これでもう、源栄町の中山間地が買い取ったわけですね。これで圃場整備をせんと入れられんということで、木もあつたのを切ってしまうと、石垣が高いんですけど、それは壊さずに圃場整備をやるということでもありますから、前向きな姿勢であります。本人もこの地域の振興協議会の会長をしていてですね。皆さんぜひお願いしますと言われました。そういうことで、農業振興課のほうの出方次第ですね。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はいわかりました。</p>
	<p>河津委員、今、担当が来ましたが、書類のですね、詳しい理由書というのがあるそうです。もう1回取りに行きましたので、皆さんちょっとお待ちいただきたいと思います。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>すみません。よろしいでしょうか。2番の物件なんですけれども、今見ましたらこれは母の実家の前なんで、住宅の方はこの件に関して了解は得ているのかどうかというのがちょっと気になって、大きい南側になるんで、そこに植林されると、陽当たりの問題とかいろいろ出てくると思うんですけども、住宅の方がそれを了承されているのかどうかというのをおわかりになりますでしょうか。よろしくお願いします。</p>
<p>推進委員 (中島幸一郎)</p>	<p>よろしいですか。さっき私が言ったように、道を隔ててちょっとその住宅はちょっと高いところにあるんですけどね。ただこれは転用のときに話があるんじゃないんですか。今回は除外がいいか悪いかを聞いているだけの意見じゃないんですかね、違うんですかね。そこがわからなかったんで先ほど聞いたわけです。何か一緒になってですね、ただここに書いているのが植林って書いてあるから、高木だったら今のような弊害が出ると思うんで、近隣の人との話はやっぱり必要だと思うんです。低木でも余り接近して植えれば問題は今のように発生すると思うんです。そこらあたりは、私は全然聞いてなかったんで、意見を求められても、ちょっとしにくいなというふうな話だったんで、今、中嶋委員のほうから、実はそこは知っているとこだということで、今、質問したとこだったんです。すみません。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>実際的にですね農振の整備計画の変更っちゃうのはですね農振除外するだけです。外すだけです。あとはですね、農業委員会の定例総会でこれは4条とか5条とかで上がってきた時にですね、そこで農業委員さん、推進委員さんで協議をいたします。以上です。</p>



<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>すみません、確認質問ですけども、変更理由に植林したいっていうのが入ってるんですけども、これは決定事項ではなくて、ある意味もう除外だけというところですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>理由づけの中でですね植林しますということで、一応、農業振興課のほうは受け付けたと思います。最終的な決定はですね農業委員会の定例総会でいたします。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>これは決定事項、そこに入っている理由というのは決定事項ではないのですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>決定というかですね。一応ですね、除外をしないと転用が出来ないですよ。ですから、一応ですね理由づけは、変更の理由は書いてきておりますけど、最終的には、農業委員会の定例総会でですね、良いか悪いか、またその植林をするにしてもですね、周り近所に宅地があったり畑があったりする場合は、低い木とかですね、そういう指導は、農業委員会の事務局のほうですとしたいと思います。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>これはあくまでも、ただ書面で植林したいっていうのを受けた場合、申請者の方が植林したいというのに、何で後から植えたことに対して問題提起されるんですかとかいうような、トラブルというのは起きないんでしょうかということをちょっと感じましたので。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>農業振興課の担当者が来ましたので、ちょっと説明していただきます。</p>
<p>農業振興課 (幸野圭将)</p>	<p>こちらの伏木の土地に植林したいということで農振除外の申請をいただいている件でありますけれども、地番で言いますと○のところですけど、ここの部分になりますけれども、こちらに家があるということでご心配されてるかと思うのですけれども、会長と現地を確認したときにも、隣地にすぐ目の前にですね、宅地があるんでそこは大丈夫なのかというふうに、ご指摘をいただきまして、一応ですね申請者のほうには話をしまして、植林とい</p>

	<p>うことなので、こちらの家の方には必ず同意を得てくださいということでお話をしております。また植える際もあまり木が高くならないようにすると、こちらの際の部分のところには基本的にあけて植えるようにすることで、隣地に影響が出ないように配慮するというお話をしていただいております。隣地の同意の状況のほうはまだちょっと確認は出来ていないんですけれども、私のほうからですね、改めて申請者のほうに確認をとらせていただくようにはしております。</p>
<p>議 長 (石井照久) 1 7 番 (原田文利)</p>	<p>よろしいでしょうか。原田委員どうぞ。</p> <p>ちょっと関連してですけれども、要は農業振興地域も農業振興を図る地域ということで、そのうちの部分的に除外なのか、その両サイドは農振地域に入ってるんですか地番として。</p>
<p>農業振興課 (幸野圭将) 1 7 番 (原田文利)</p>	<p>そうですね。</p> <p>その外すような方向、転用したいということになってるんですけど、要はもうその農地が守れないからという個人的な考えでしょうけど、その両サイドも農地として今後も守れそうでないという判断で、この一帯をもう農振を徐々に外していこうという前提なんですか、個別的にこういうふうでこういうとですね、本来の農振地域の考え方がちょっと違うんじゃないかと思うんですけど。</p>
<p>農業振興課 (幸野圭将)</p>	<p>そうですね、なので農振除外に当たりますは、転用の許可基準に基づきまして、農業委員会のほうからご意見をいただくようになっておりまして、まずはこちらをもし農振の除外を行って転用した場合、許可の見込みがあるかどうかというところですね、そこを含めてご意見をいただくようになっております。</p>
<p>1 7 番 (原田文利)</p>	<p>そうすると、その両サイド農振入っているかどうかは全然情報がないんですかね。だから、もうこの一帯はもう今後農地として守れないという前提であればね、もう部分的に構わないと思うんですけど。この一帯が農振入</p>

	<p>って、たまたまこの方がもう農地を守れないからということで来た場合も、ここはもう転用も自由ですかね。だからそこを外したら次も外していくというような格好になってくると、本来農地を守らないかんとかが守れないということになってくる恐れがあるから、その辺をちょっと情報として、農業委員会にも情報として欲しいと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>わかりました。私も現地行った時ですね、右側のほうは野菜を作ったりされていまして、その時には担当の幸野さんのほうに話したのはですね、日照権とかいろいろあるのですよね、という話もしてですね、見てきたところです。実際に、農作業されていましてですね。</p>
<p>1 7 番 (原田文利)</p>	<p>いいですか。農地の転用のための農振除外じゃなくて、そこを農地として守るために誰か借る、もう借りる人もいないというのを確認してるんですかね。隣の方も、もう作りよらんと。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>水がですね、水が少ないんですよ。田んぼとして作っていくかどうか、こっちのほうはですね、高さが高かったからですね。</p>
<p>1 7 番 (原田文利)</p>	<p>ちょっと難しいね。同じようなのが次の天瀬も何か大きな農地の中の1枚だけが農振除外って、次の3番ですかね、これもですね、両サイドは良好な農地じゃないですかね。それが農振にかぶっている、その真ん中だけ農振除外して、転用となると次も横も、何か一連でこう農振地域という一連の農地として考えていかないと、何かその辺の判断がちょっと難しいから、農業委員会としては要は農地を守るためにどうするかということで、ちょっとどういう意見を言っていていかかわりませんけどね。何かちょっと確認です。ほんとに両サイドは農振かぶった地番ですか。前の2番も3番。</p>
<p>農業振興課 (幸野圭将)</p>	<p>こちらの天瀬の土地なんですけれども、実際現地を見るとですね、もう周りも完全に藪になってるんですよ。実際かなりここは道が狭いというかですね、農業機械も入って行くか行かないかぐらいのところでありまし</p>

	<p>て、一応農振には入ってはいるんですけども、ちょっとなかなかちょっと耕作が難しい土地ということもあります。ただ、隣地についても確かこちらは、以前ですね、既に農業振興地域からの除外の手続を上土地だったかと思うんですけど、しております、こちらにも既に除外がされておまして、こちらのほうもですね、もう周りが藪の状態でありまして、鳥獣被害がかなり激しいということもありまして、現地見ると草刈り等の管理はですね最近までされてたようには見受けられるんですけども、周囲もそういった状況でありますので、一体的に見てもですね、農地として今後使っていくのが難しい土地ではなかろうかというふうに考えているところで</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>はい、わかりました。そういうふうに一筆だけで判断するじゃなくてですね、もう総合的にその周りの状況を見ながら、将来的には農地として維持が難しいという中での個別のこの土地についても、しょうがないというような理由になってくるかと思しますので、周りがどういった農振が入ってるかというのも判断の材料としますのでその辺の情報まで、それと、将来的その一帯はもう農地としての存続は無理ということも情報としてほしいところでした。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>見て回る時はですね、周りの近所見てから、そういう状況を把握してですね、ここはもう除外でよかろうとか編入はもちろんそうですけど、見てから判断をしているところでございます。</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>だから、もうその前の筆はそこを抜いたとか、まあこの辺はもう将来的に農地として、もう維持出来ないという判断であればね、もうしょうがないんですけども。わかりました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>この意見をこの場の意見をもってですね、協議会のほうに行きますので、協議会は各地域から1人ずつくらいおると思います。メンバーですね。その中でやっぱ問題がありそうなどは質問をしたりですねしていきますのでですね、地域の方が誰か行くと思います。以上です。</p>

<p>農業振興課 (幸野圭将)</p>	<p>それでは、○の件を、幸野さんのほうに説明していただきたいと思います。</p> <p>先日、こちらの土地は、委員の皆さん既にご存じだと思うんですけども、○ですね、移転するというので以前転用の許可を受けていた土地なんですけれども、そこをですね、こちらのほうですね、今回ちょっと申請地を加えたところで当初の計画よりも拡張して行うということで、今回、農振の除外のですね、申請をいただいたところなんですけれども、いろいろ経緯がありましたので、会長のほうからも要請がありまして、○さんのほうにおいでいただきまして、農業委員会会長とですね、あとは、事務局の職員の方と私のほうで同席しましてお話を伺ったところでございます。もともとはですね、○自体が大分老朽化しておりまして、耐震性もないということでありまして、移転するというのが、まず一番最初にあった話です。それに併せて農業委員会の許可を受けていたところなんですけれども、○に対して計画について話したところ、どうせ○を移転するのであれば、こちらの周辺のところ、まず商店等がかなり不足している、ということでちょっと生活の利便性がかなり低いということもありまして、○から要請もありましてですね、あわせて○、あとはコンビニを併設するというので話が出たみたいです。あとはガソリンスタンドも、下手すると中津江のほうまでちょっと行かないと、最寄りのガソリンスタンドがないということもありまして、給油所も併せて設置をしてほしいという○から要請もありましてですね、○のほうで協議を行った結果、当初の計画よりもちょっと拡張するという事になったということで説明をいただいております。また、当初の時には、コンビニの業者は○をですね誘致するように考えていたようでもありますけれども、こちらのほうが協議をする中で、○さんに変更しまして、○さんのほうの社内規定等がありまして、例えば進入路は何メートル確保しないといけないとか、駐車場はどのくらい確保しないといけない、とかいうのがありまして、そういった業者との折衝とかもありまして、ちょっと計画がなかなか固まらないところがあったようです。今回、計画が固まりまして、最終的な図面をいただきまして、農振の除外の申請をいただいたところでございます。</p>
-------------------------	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>河津委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>すいません、ちょっとこんなに大げさになると思いませんでした。違うんです、今、幸野君が言ったとおりに、この建物はほんとに近所の方にはとても必要な建物だと僕は発言しました。ただ、将来的にこの周りにトラブルが起きないようにしてくれと言いたいです。ただそれだけです、僕は。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、周りとのトラブルということは、農振除外は除外をして、転用するとき、隣接者の方の同意書とか要りますよね。日田市はもらっておりますけど、そういうこととかの話合いをしながら進めていくということならよろしいということですかね。</p>
<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>トラブルさえ起きなければ、僕はお願いしたいと思ってるんですけど、ただ、農振除外した、よその地区ですよ、例えば、日陰になったとか、騒音が出てきたとか言われたいう話をよく聞くから、近所の人には迷惑をかけないように、トラブル起きないようにしてほしいなという、個人的には思っているだけで、そんなふうな感じでちょっと話をしました。すいません皆さん。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>わかりました。一番最初の計画はですね去年の〇の〇の時に、その前にあった事前説明会の時に、地域住民の方々の要望とかが多かったということです。それが一つとですね、〇が老朽化しているので、いい道ができるならそこという話で、去年の6月に〇か誰かが、当時の〇か知りませんが、〇の方々に〇の中でですね、こういう計画をしますということを発表したそうです。で、実際の予算化とかされたのは今年の6月になってからと聞いております。計画的に前から何年も前からこういう計画があって、ということじゃないように思っております。</p>

<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>僕もこの近所に住む住む人間の1人としては、すごくありがたい建物だと思っておりますので、それはぜひお願いしたいんですが。だから、僕がその周りの土地の所有者としたら、ちょっと不安になるかなと思ったことがあったので、ちょっとそれを口に出して言ったままで、すいません皆さんご迷惑をおかけしました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、この件に関しまして、あとは事務局のほうで話をしてですね、地域住民に迷惑をかけない、転用の時に相談をするようにしておきますので、よろしいでしょうか。それでは、第5号議案、皆様方にお諮りいたします。日田市農業振興地域整備計画の変更について、除外が6件、編入4件について10件でございます。ご承認いただきましょうか。ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>続きまして、議案第6号、現況証明、非農地証明の発行について、3件でございます。事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (河野宏知)</p>	<p>それでは、議案29ページ、議案第6号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は3件申請がありました。</p> <p>まず最初に、番号24、大山町東大山〇で、地目は台帳が畑、現況が山林、面積が747㎡です。申請人は日田市大山町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地になっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。それでは、場所のご説明をいたします。近くに山際集落センターがありまして、赤く丸で囲っているところが申請地です。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております、現況のほうでは杉が</p>

<p>推進委員 (矢羽田市夫)</p> <p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>植林されておりまして、申請者に確認しましたら50年以上前に植林したということを確認しましたし、また、現地のほうを調査して要件を満たしていることを確認しました。</p> <p>続きまして、番号25、大山町西大山〇と〇で、台帳地目は〇が田、〇が畑、現況は2筆とも山林です。合計面積が1,150㎡です。申請人は日田市大山町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに〇さんと、〇さんがありまして、赤く丸で囲っているところが申請地です。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。現況はこのように銀杏の木が植えられていますが、雑草などが生えている状況で、農地に復元するための物理的な条件整備に著しく困難な土地に該当します。</p> <p>次のページに行きまして、番号26、大字小迫〇ほか2筆で、地目は台帳が畑、現況が用悪水路で、合計面積が20.48㎡です。申請人は日田市小迫町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準3、転用許可不要要件に該当し、非農地化した土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに小迫町公民館がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地です。こちらが航空写真となっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。現況の写真を見てもらうとわかりますが、今、工事しているところは、先日、農地法5条許可で転用された土地です。赤線で囲っているところが申請地です。現況はこのように用悪水路の壁の一部として使われております。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうかと思っております。</p> <p>東大山の矢羽田です。24番の案件ですけど、6月21日に現地調査に入りましたけど、既に3、40年たった杉とか孟宗竹がいっぱい並んで、とても元の畑に戻る状況ではございませんでした。報告いたします。</p> <p>推進委員の河津です。25番の件ですが、22日に事務局の方と現地調査を行いました。非農地証明発行には、もう仕方ないかなと思います。以上です。</p>
---	--



<p>推進委員 (平川静雄) 事務局 (河野宏知)</p>	<p>朝日地区の平川です。先月の28日に現場に行きまして確認しましたところ、問題ありません。</p> <p>ありがとうございました。私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久) 17番 (原田文利)</p>	<p>ありがとうございました。何かご質問とかいただける方おられますか。原田委員どうぞ。</p> <p>26番ですけどね、上が畑でしょう。石垣部分だけが用水路ということで、畑の石垣を畑の一部として考えられないんですかね。実際、水路敷は、日田市か何かですか。その辺ちょっと確認したいんですよ。</p>
<p>事務局 (河野宏知)</p>	<p>申請者の方に確認をしましたら、何十年か前に災害復旧で市のほうが用水路のコンクリ張りをしたということで、災害復旧では分筆とかはしないという話になっております。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>まず、委員最初のご質問の畑の一部としては考えられないのかということですが、どちらかといえば水路の一部ではなかろうかということで考えております。この土地がこのように壁面といいますか、そこだけで1筆となっているのが、今、工事しているところ、前月だったと思いますが、5条の申請をする際に、測量等々をし直した際に、思っていたところと境界部分が違っていたというような状況だったようです。それで壁面のところが違う土地だった、というようなことみたいです。また、水路の部分を、今、〇さんが持ってらっしゃる状況ですが、それを市のほうに渡そうという計画もあるみたいです。ここはあくまで申請者から聞き取った話ではございますが、地目を変えた上でじゃないと、市のほうが受け取れないんだ、というようなことをおっしゃったので、何か方法ということで探したところ、今、河野が申し上げたような過去の災害復旧の時にコンクリを張ったとか、あとは一部はご自身で土地が流れ出ないようにコンクリをするようにしたということでございました。後に申し上げた自分でしたというところも、許可不要要件の中の自分の農地を守るために転用すること、これは</p>

<p>17番 (原田文利)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>4番 (江藤義幸)</p> <p>事務局 (河野宏知)</p> <p>4番 (江藤義幸)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>4番 (江藤義幸)</p> <p>議長 (石井照久)</p>	<p>許可は要らないということになっておりますので、そういったところで、許可不要要件に当てはまると思ひまして非農地証明で審議いただいているという流れでございます。</p> <p>わかりました。先ほど石垣部分がということでちょっと説明を受けたものですから、ちょっとわかりました。</p> <p>ほかに何かございませんか。江藤委員どうぞ。</p> <p>25番ですけど、写真の撮り方は何か、銀杏の木が何本もあって、下草刈ればですね、銀杏の畑で、現況、地目を変える必要はないんじゃないかなと思うんですけど。現況は山林と書いているけど。</p> <p>すいません。銀杏が植えられているのは、今、写真が写っているところは一部で、ほかの農地がですね斜面のほうに農地があるような状態です。</p> <p>全体を撮らないと悪かったね。</p> <p>江藤委員、よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>ほかに何かなかったら、ありますか。</p>
---	--

<p>3 番 (横田秀喜)</p>	<p>この写真を入れ替えてください。杉か何かの写っている写真に替えんと、銀杏の木が見えるのに現況山林とか農業委員としてちょっとこれは承諾しにくい。現況の写真が杉とか何か植わっているというのならね、現況に合わせますということで良いので、写真を取り替えるということはどうですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>横田委員、撮りに行って写真を差し替えます。</p>
	<p>ほかに何かありますか。それではご承認いただけましょうか。ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>続きまして、31ページの議案第7号、別段面積1a等の適用指定申請の件、3件でございます。事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>それでは別段面積の適用指定申請について、これは農地法の3条許可での25aの耕作面積の要件がありますが、これの例外として、空き家バンクに登録している場合、これに付随する農地については耕作面積に関係なく3条の申請ができる。例外としての申請なんですけども、これが今月、3件上がっております。</p>
	<p>31ページのすいません、印刷後にちょっと番号のずれが見つかりますので、上から番号貼り直しておりますが、2番ですね、花月の○と○です。申請者は中央1丁目の○さんです。場所は先ほど農振除外の件でもあったと思いますが、国道212号から伏木方面に上って行って、伏木公園の少し西側になります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図ですね、このこちら側は農振除外が上がっておった分になりますけ</p>

<p>議長 (石井照久)</p> <p>議長 (石井照久)</p>	<p>ども、この2筆で現在の状況ですが、このようになっております。こちらに、もともとはもう全て植林ということで考えていらっしゃったようなんですが、ここの前の空き家を買受ける方が、全てを耕作するのは難しいけれども、家の前の分、このくらいであれば耕作はできるということでしたので、であればもうここは、植林はやめて、もう譲り渡そうと。ただ、面積は25aってないので、この空き家バンクの特例を使う。そういう流れになっております。</p> <p>続きまして、3番、大山町西大山〇で、申請者は中央1丁目の〇さんです。場所は、大山振興局のすぐ裏手になります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図で、現在の状況はこのようになっております。</p> <p>続いて、32ページにいきまして、4番、内河野〇で、申請者は福岡市の〇さんです。場所は内河町公民館の裏、西側に少し入っていったところですよ。航空写真はこのようになっておりまして、こちらが字図です。こちらが現在の状況です。</p> <p>別段面積の適用指定申請は、以上3件になります。この適用の指定の目安については、チェックシートがありまして、資料のNo.1の最後のページに載せてあります。</p> <p>現地の状況につきましては、2番、花月については中島幸一郎委員、3番、西大山については河津昭二郎委員、4番、内河野については高倉委員に立ち会っていただきまして、問題ない旨確認をしております。事務局からの説明は以上です。</p> <p>ありがとうございます。別段面積1a等の適用指定申請の件、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましょうか、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議案第8号、7月の調査委員の選任について。私のほうからご指名させていただいてよろしいでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>2番の松原忠雄委員、3番の横田秀喜委員、19番の高瀬義徳委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、6番、報告です。事務局、説明をお願いします。</p> <p>報告第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画(案)について 報告第2号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件</p> <p>7番 その他</p> <p>(1) 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」</p> <p>(2) 5月戸別訪問集計表について</p>

(3) 7月現地調査

日 時 7月27日(火) 午前9時～

※ 調査委員

(4) 7月調査委員会

日 時 7月30日(金)

※ 会長、副会長、調査委員

(5) 7月定例総会

日 時 8月10日(火) 午後2時00分～ 会 場：7階 大会議室

(6) 行事日程

7月19日(月) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(7) その他 ・ 「6月分農業委員会活動記録簿」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年8月10日

議 長 会 長

署 名 委 員 8 番

署 名 委 員 1 0 番